附則第二十一条第二項中「基づく老齢厚生年金」と」の下に「、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と」を加え、「、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と」を削る。

附則第二十三条の二第一項中「平成三十八年度」を「令和八年度」に改める。

附則第二十九条第四項中「次の表の上欄に掲げる被保険者期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に」を「被保険者であつた期間に応じて政令で」に、「少数点」を「小数点」に改め、同項の表を削る。

附則第三十一条の見出し中「業務等」を「業務」に改め、同条第一項中「、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を」を削り、「第十二条第一項に規定する債権の」の下に「管理及び回収の業務を、当該債権の」を加え、同条第二項を次のように改める。

２　政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第五条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「前項の申出」の下に「（第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「（第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

５　第一項の規定により老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該老齢厚生年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二　当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第七十八条の二十八中「二以上」を「第四十四条の三の規定は、二以上」に、「、第四十四条の三の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同条第一項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に行わなければならない」を「適用する」に、「同項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改め、同条に次の二項を加える。

２　前項の規定により第四十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に行わなければならない。

３　第一項の規定により第四十四条の三第五項の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の同条第一項の申出をしないで行う当該一の期間に基づく老齢厚生年金の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に同項の申出をしないで行う当該他の期間に基づく老齢厚生年金の請求と同時に行わなければならない。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「平成三十七年六月」を「令和十二年六月」に、「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは」を「国民年金法第九十条第一項若しくは」に、「、国民年金法」を「、同法」に改め、同項第二号中「第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号まで」を「国民年金法第九十条第一項第二号及び第三号」に改める。

附則第二十三条第一項第一号中「者」の下に「（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）」を加え、同条第八項に次の一号を加える。

三　国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき。

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第十二項中「五百人」を「百人」に改める。

附則第十七条の二に次の一項を加える。

２　令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは「、年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（同項に規定する特定労働者をいう。）の総数が五百人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

第十条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七条第十二項中「百人」を「五十人」に改める。

附則第十七条の二に次の一項を加える。

３　令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（同項に